地域商店街活性化法

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (平成21年法律第80号)

よくある質問とその回答

平成21年11月 経済産業省中小企業庁 経営支援部商業課

商店街活性化事業計画の認定関係

問1.本法律の認定対象となるのはどのような取組ですか?

答 1.地域住民のニーズに対応する商店街の取組であるとともに、来街者増加などの活性化効果が見込まれるものを支援の対象とします。例えば、空き店舗を活用した高齢者交流支援・子育て支援施設の設置、買い物代行、宅配サービス、地域の特色を活かしたイベントの実施などが考えられます。具体的な事例としては、「新・がんばる商店街77選」(以下のURL)に選定されているような取組が支援対象になり得ると考えています。

「新・がんばる商店街77選」のURLサイト:

http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/shinshoutengai77sen/index.htm)

商店街活性化事業には、活性化効果が見込まれるハード整備(商店街におけるアーケード、街路灯等の施設の設置)も対象となります。なお、ハード整備のみの事業をもって活性化が図られるとは考えにくいことから、一般的にハード整備のみの事業は認定の対象とならないと考えられます。

問2.認定を受けるとどのような支援を受けられるのですか?

答 2 . 認定を受けた計画に基づく事業に対する支援措置としては補助金や融資などがあります。

補助金については、中小商業活力向上事業により最大2/3の補助率で支援を受けることが可能です。

融資については、中小企業信用保険法の特例を設け、認定商店街活性化事業に係る信用保証の保証限度額が別枠で2倍に拡大されます。また、ハード整備事業については、都道府県・市町村が中小企業基盤整備機構の資金援助を得て行う無利子融資(高度化融資)を受けることが可能です。このほか、商店街振興組合等の組合員や所属員は小規模事業者等設備導入資金助成法に基づく無利子融資の融資限度を設備導入費用1/2を2/3に拡大して支援します。

(問3もご覧ください。)

問3.認定を受けると自動的に補助金や融資などの支援を受けられるのですか?

答3.計画の認定を受けたとしても自動的に支援を受けられるものではありません。 受けたい支援措置ごとにそれぞれ申請し、審査を受けていただくことになります。 (問9もご覧ください。)

- 問4.支援を受けられる主体は計画を作成した商店街振興組合や事業協同組合だけで すか?
- 答4.中小商業活力向上事業(補助金)では、商店街活性化事業計画に位置付けられた事業であれば商店街振興組合等以外が行う事業であっても、最大2/3の補助率で支援を受けることが可能です。

また、商店街振興組合等の組合員や所属員は、信用保証限度額の別枠化、小規模事業者等設備導入資金助成法の特例を受けることが可能です。

- 問 5 . 認定を受けられる商店街はどのような商店街ですか?任意の商店街団体は認定を受けられるのでしょうか。
- 答 5 . 商店街振興組合や事業協同組合などの法人化された組合組織の商店街が対象となります。法人化されていない任意団体の商店街は本法の対象外となりますが、 任意団体の法人化を各都道府県の中小企業団体中央会や全国商店街支援センター が支援していきます。
- 問 6 . 認定申請を行う際の手続きはどうなるのでしょうか。申請してから認定されるまでどの程度期間を要するのでしょうか?
- 答 6 . 計画の認定申請は、事業を実施しようとする地域を管轄する各経済産業局で受け付けています。認定申請にあたっては、各経済産業局へ事前に相談されることをお勧めいたします。また、計画の認定は申請書の提出から2ヶ月程度の期間を要します。なお、計画の認定後に開始される事業が対象事業となります。
- 問7.地元の市町村や都道府県には事前に相談した方がいいのでしょうか。
- 答7.事業の実施にあたり、国からの支援だけでなく、市町村や都道府県が実施している支援を受けることが可能な場合もあります。また、各自治体では商店街地区の再開発事業や活性化のための取組を実施している場合があり、商店街活性化事業との調整を要する可能性もあります。従いまして、商店街活性化事業計画の作成段階で地元の市町村や都道府県に相談していただきたいと考えています。
- 問8.施行規則第2条第2項第4号に、『議決をした当該商店街振興組合等の総会又は総代会の議事録の写し』の提出を求めておりますが、『理事会』による書類で代用することはできないのでしょうか。
- 答8.代用することはできません。

補助金関係

- 問9.認定を受けた事業は全て補助金の対象事業になるのでしょうか?
- 答9.中小商業活力向上事業(補助金)では、認定を受けた全ての事業が支援対象になるとは限りません。補助金の対象事業、募集等については、中小企業庁及び各経済産業局のホームページに掲載する中小商業活力向上事業の募集要領等をご覧頂くか、各経済産業局にお問い合わせ下さい。
- 問10.補助金の補助率、補助金額の上限はあるのでしょうか?
- 答 1 0 . 認定を受けた事業に対する中小商業活力向上事業の補助率は最大 2 / 3、補助金額の上限は 5 億円 (下限は 1 0 0 万円)です。
- 問11.継続している事業も補助金の対象になるのでしょうか?
- 答11.中小商業活力向上事業では、原則、新たに始める取組を支援の対象としていますので、長年継続しているイベント等の取組は対象外です。ただし、継続している事業であっても実施内容や実施体制、実施方法等を見直すことにより新規性が認められる場合には支援対象になり得ます。
- 問12.補助金の対象として認められる経費は何でしょうか?
- 答12.中小商業活力向上事業では、イベント広場の設置やファサードの整備等に係る経費、店舗等の賃借料やイベントの実施に係る経費等が認められます。詳しくは、今後、中小企業庁及び各経済産業局のホームページに掲載する中小商業活力向上事業の募集要領等をご覧頂くか、各経済産業局にお問い合わせ下さい。
- 問13.商店街の各店舗が行う事業は補助金の対象になるのでしょうか?
- 答13.中小商業活力向上事業では、個店が行う事業を対象としていないため、各店舗が行う事業は補助金の対象外です。

- 問14.継続して実施する事業について、補助金は2年目以降も受けられるのでしょうか?
- 答14.中小商業活力向上事業は、基本的に単年度の支援ですが、イベント事業や空き店舗活用事業、商店街人材育成事業など事業によっては、3年を限度に継続して支援を受けることが可能です。ただし、毎年度補助金の申請をしていただき、審査を経ることが必要です。